業務委託契約約款

(契約の目的)

第 1条 発注者は、受注者に「歴史の里」志段味古墳群アプリケーション等制作業務を委託するものとする。受注者は、この契約書及び仕様書に従い当該業務を遂行するものとする。

(業務着手届及び業務日程表)

- 第 2条 受注者は、この契約締結後速やかに仕様書に基づいて業務着手届及び業務日程表を 作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、第1項に定める業務日程表の内容を変更しようとするときは、あらかじめ発注者と協議し、その承認を得なければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、発注者の承認がなければ、この契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(一括再委託の禁止)

第4条 受注者は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

(監督員)

- 第 5 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。 監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる 事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書に定めるところによ り、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する成果品を完成させるための受注者又は受注者の業務代理人に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務代理人との協議
- (4) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2 名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの 監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したと きにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等については、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務代理人及び主任技術者)

- 第 6条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めたときは、その旨を通知しなければならない。 これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 業務代理人
- (2) 主任技術者
- 2 業務代理人は、業務の運営及び取締りを行うほか、この業務の履行に関し、必要な事項を 処理するものとする。
- 3 主任技術者は、業務の履行に関し、技術上の管理をつかさどるものとする。
- 4 業務代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(検査及び引渡し)

- 第 7条 受注者は、本業務完了後、遅滞なく完了報告を行い、発注者の検査を受けるものと する。
- 2 受注者は、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立て ることができない。
- 4 第 1 項の検査の結果、発注者が合格と認めないときは、受注者は発注者の指定する期間に 業務の履行を行わなければならない。

(延滞金)

第8条 受注者が、正当な理由なく債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、発注者は契約金額に契約締結日における名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第33条第1項に定める割合を乗じて計算した額を延滞金として徴収する。

(業務委託料の支払)

- 第9条 受注者は、第5条第1項の検査に合格後、適法な支払請求書をもって発注者に支払請求するものとする。
- 2 発注者は、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に受注者に請求金額を支払うものとする。

(かし担保責任)

第 10 条 受注者は、当該業務の完了後、発注者が1年以内に発見した隠れたかしについては、発注者の指定する期限内に作業のやり直し、その他必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に係る費用は、受注者がすべて負担するものとする。

(事故等の報告義務)

- 第 11 条 受注者は、本件業務の遂行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに、その後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。
- 2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の場合には、受注者は、作業を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。作業中止の期間は、発注者が指示するまでとする。
- 3 第 1 項の事故により、以降の事務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速 やかに問題を解決し、事務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。 (契約の解除)
- 第 12 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行に当たり、発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) この契約に定めた条件に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した時は、発注者は契約代金を払わないものとし、受注者は 契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに発注者に 納付しなければならない。
- 3 第 1 項の規定によるほか、特別な必要が生じた場合には、発注者及び受注者双方の協議により、この契約の全部又は一部を解除することがきるものとする。

(損害の負担)

- 第 13 条 受注者は、この契約締結後、業務完了までの間に発生したすべての損害を負担する ものとする。ただし、発注者の故意又は重大な過失によって生ぜしめた損害である場合には、 この限りではない。
- 2 前項に規定する損害が天災その他不可抗力により生じた損害で、そのすべてを受注者に負担させることが著しく公正を害すると認められる場合は、発注者がその一部または全部を負担する。ただし、その負担する損害の額は、発注者の認定する範囲内で発注者及び受注者が

協議して定める。

(疑義の決定)

第14条 この契約書及び仕様書について発注者受注者間で意見を異にするときは、発注者の判断によるものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、発注者受注者協議のうえ、定めるものとする。

(紛争の解決)

第15条 この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとる。 (遵守規定)

第16条 受注者は、この契約に定めるもののほか、名古屋市契約規則及び会計規則その他関係法令、別添の「情報取扱注意項目」「談合その他不正行為に係る特約条項」「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受注者」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受注者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例(平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。)、 名古屋市個人情報保護条例(平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「保護条例」という。) その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受注者は、本件業務に関して知り得たなごや歴史文化活用協議会(以下「発注者」という。)から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報(これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき発注者に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 受注者は、本件業務を処理するために、機密情報(名古屋市情報あんしん条例施行細則(平成 16 年名古屋市規則第 50 号。以下「あんしん条例施行細則」という。)第 28 条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。)を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

- 第 5 受注者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
 - 2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 受注者は、発注者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

- 2 受注者は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約に おいて受注者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければなら ない。
- 3 受注者は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託(以下「再々委託」という。)させてはならない。ただし、再々委託することに やむを得ない理由がある場合であって、発注者が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 受注者は、発注者から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及 び成果物 (発注者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。 以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却・廃棄)

- 第 8 受注者は、発注者の承認を得た場合を除き、取得情報が記録された資料のうち発注者 から取得したものを契約の終了までに返却しなければならない。
 - 2 受注者は、保有する必要がなくなった取得情報を確実かつ速やかに切断、溶解、消磁 その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、発注者の承認を 得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

- 第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて発注者の指名 するなごや歴史文化活用協議会員と受注者の指名する者との間において行うものとする。 (報告等)
- 第10 受注者は、発注者が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、発注者が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
 - 2 受注者は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 受注者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

- 2 受注者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 3 受注者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

- 第12 発注者は、受注者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲 げる措置を講じることができる。
 - (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。
 - 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(別記)

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

- 第1条 なごや歴史文化活用協議会(以下「発注者」という。)は、請負人(以下「受注者」という。)がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
 - (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。 以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下 「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令 又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
 - (3) 前 2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、 独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為

をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号。 以下「契約規則」という。)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

- 第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が 契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の 賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締 結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わな ければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、 発注
 - 者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び 利息の
 - 支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構 成員で
 - あった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超 える場
 - 合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、 業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する 権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様 若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、なご や歴史文化活用協議会へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害 届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置 を講じることがある。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受注者」という。)は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)及び愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成28年1月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の 特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受注者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。